

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A 党は、一切の問題解決を非暴力的手段によって行う絶対平和主義の実現を党是とする政党であり、戦争を不当に賛美する漫画等が青少年の平和主義に対する理解を妨げていると考えていた。20XX 年、B 県議会選挙において過半数の議席を得た A 党は、B 県青少年健全育成条例を改正し、戦争を不当に賛美する漫画等を不健全図書に指定できることとした。

改正された B 県青少年健全育成条例は、「漫画、アニメーションその他の画像で、戦争を不当に賛美するように、描写し又は表現することにより、青少年の健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」を不健全図書として指定できるとする。不健全図書に指定された漫画等については、書店等での 18 歳未満の青少年に対する販売が禁止され、青少年が閲覧できないようにビニール袋等で包装することや、店員が容易に監視することのできる場所に一般図書と明確に区分して陳列することが義務付けられる。

改正された B 県青少年健全育成条例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

民法（配点 100 点）

以下の【事例】を読んで、問題に答えなさい。

【事例】

- 1 A は、土地甲を所有していた。2021 年 4 月 1 日、A は B に甲を 6000 万円で売却する契約（売買契約①）を締結した。代金は、契約締結日の 1 ヶ月後に、甲の移転登記と同時に支払うものとされた。
- 2 B は、同年 5 月 1 日には A から甲の引渡しを受けられるものと考え、引渡後は、甲を分筆登記により 2 つの同じ広さの土地に分割して、それぞれ販売する予定を立てた（甲が分割された後の 2 つの土地を、ここでは乙・丙と呼ぶことにする。）。なお、B は不動産業者であり、このような取引をした場合には、土地を購入してから 1 ～ 3 ヶ月程度で土地の転売先を見つけることができるのが普通であった。
- 3 同年 4 月 20 日、C が乙を購入したいと希望したため、B は、C に乙を 4000 万円で売却する契約（売買契約②）を締結した。契約締結の際、C は、B に対して手付金として 400 万円を支払った。
- 4 同年 5 月 1 日、B は、A に対して代金 6000 万円を支払うのと引き換えに、甲の移転登記に協力するよう求めた。しかし A は、土地甲の価額が値上がりしており、代金額が 6000 万円では安すぎるから代金額の再交渉に応じない限りは甲の移転登記に協力しないと主張した。B はそのような交渉には応じられないと主張し、売買契約①の履行を求めたが、A がこれに応じないため、用意していた代金 6000 万円を支払わなかった。
- 5 同年 7 月 1 日、A は、D に甲を 8000 万円で売却する契約（売買契約③）を締結し、移転登記をした。このため B は、C に対して事実 3 で受け取った 400 万円を返還するのに加えて、さらに 400 万円を支払うことで売買契約②を解約した。なお B は、丙については A とのトラブルを考慮し買い手を探していなかった。丙の市場価額は、同年 5 月 1 日の時点で 4000 万円程度であり、同

年7月1日には4500万円に値上がりしていた。その後、同年8月ごろに5000万円まで値上がりしたと思われるが、同年9月現在4800万円程度に落ち着いている。

問題1

BはAに対して、甲の引渡しを受けられなかったことによる損害の賠償を請求したいと考えている。どの損害について、いくら賠償額を請求できるかについて、考えを述べなさい。

(配点：60点)

問題2

BはDに対して、DがAと売買契約③を締結し甲の移転登記をしたことで、BがAに対して有していた甲の引渡債権が侵害されたとして、甲の引渡しを受けられなかったことによる損害の賠償を請求したいと考えている。このBの主張が認められるかについて、Dの反論も考慮しつつ検討しなさい。

(配点：40点)

刑法（配点 100 点）

金に困っていた X は、いわゆる特殊詐欺グループに加わろうと考え、SNS 上で知り合った特殊詐欺グループに属する Y と連絡を取り合うようになった。X に対して、Y は、金融庁職員を装い、被害者方に電話をかけ、預金が現金不正引き出しの被害を受ける可能性があり、カードを封筒に入れて保管することが必要である旨の嘘を言って信じ込ませた上、被害者方を訪問し、被害者の面前でキャッシュカードを持参した封筒に入れた後、被害者に押印を求め、被害者が印鑑を取りに行った隙に、予め準備しておいた偽カードが入った同形状の封筒とすり替える方法でキャッシュカードを手に入れるという手法を説明し、X に金融庁職員を装って被害方を訪問する役割を担当するよう求め、X はこれを承諾した。

上記の計画に基づき、某日午前 11 時 20 分頃、Y の仲間である Z が、A（80 歳）方に電話をかけ、金融庁職員を名乗った上、A に対し、A の預金が偽造キャッシュカードによる現金不正引き出しの被害を受ける危険がある旨を述べた上、「3 日間はお金を動かさないようにする必要がある。キャッシュカードを封筒に入れて保管してもらう必要がある。金融庁の者が直ぐに伺って、封筒に入れるのを確認する。保管中に金出し入れがあれば犯人の仕業なので、金融庁の方で調べる。」旨申し向けた。さらに、Z は、A に対し、キャッシュカードの口座の銀行名、キャッシュカードの暗証番号等を紙にメモするように指示し、A はその指示に従った。Z は、このメモをキャッシュカードと共に所定の封筒に入れて保管する必要がある旨指示し、A は従おうと考えた。その上で、Z は、別の担当者がすぐに A 方を訪れるので、担当者と共に封筒にキャッシュカードとメモを入れ、厳封する手順をとるよう言ったが、A は、「これから出かける用事がある。午後 5 時頃に帰宅する。」と答えたため、Z は、「それでは午後 5 時頃に電話させてもらう。」と言って、午後 0 時 10 分頃、電話を切った。

一方、X は、Z による上記の通話中に、Y から、A 方の住所を伝えられ、A 方に向かうよう指示された。X は、封筒に同数の偽カード 1 枚を入れて準備した上、同日午後 0 時頃、A 方付近に到着した。まもなく X は、Y からメールでその場に待機するよう指示されたため、A 方玄関から 12 m 余りの路上で待機していた。しかし、同日午後 0 時 13 分頃、付近を警戒中であった警察官から特殊詐欺の受け子の人物像に合致するとして職務質問を受けたため、A 方を訪問す

るには至らなかった。

X・Y・Zの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]